新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

新型コロナウイルス感染症で生活や事業に影響を受ける方々への支援をまとめました。
詳細については町ホームページ（https://town.aichi-higashiura.lg.jp/）をご確認ください。

個人に対する支援

国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金について（町）

国民健康保険又は後期高齢者医療に加入している就労者本人が、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状による感染の疑いにより就労できず、会社等で雇われているのに給与をもらえなかった場合に、傷病手当金を支給します。

●保険医療課　国民健康保険：保険年金係　内線 154.155、後期高齢者医療：福祉医療係　内線 153.158

国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い所得が減少した場合に、前年中の所得でなく、令和2年2月以降の所得見込額で免除等を審査します。
【対象者】令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより当年中の所得の減少が見込まれること。

●半田年金事務所　0569-21-2375　●保険医療課　保険年金係　内線 154.155

就学援助制度について

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行っています。

●学校教育課　学校教育係　内線 175

児童扶養手当受給対象者特別給付金について（町）

ひとり親世帯の生活の安定を図るため、臨時的に、支給対象児童1人当たり 10,000 円給付します。

●児童課　児童福祉係　内線　144

水道料金及び下水道使用料の納付相談について

収入が大幅に減少した等により水道料金及び下水道使用料の支払いが困難となっている方は、納付に関する相談に応じますのでご相談ください。

●上下水道課　水道業務係　内線 253　下水道業務係　内線 256

徴収猶予の「特例制度」について

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1 年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。
対象となる町税：町県民税、法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

●税務課　徴収係　内線　123

次亜塩素酸水の無料配布について

除菌効果が期待できる「次亜塩素酸水」の無料配布を行っています。空のペットボトルなど、容器をご用意の上、配布場所へお越しください。詳細は、一般社団法人大府青年会議所ホームページを参照してください。

●一般社団法人大府青年会議所（加藤）　090-1565-3424

買い物代行、薬（処方箋医薬品）の受け取り代行の支援について

感染者・濃厚接触者として保健所から自宅待機要請を求められている方や世帯で、親族等によるサポートを受けることができない方に対して、買い物代行、薬（処方箋医薬品）の受け取り代行を行います。

●東浦町社会福祉協議会　0562-84-3741

一部証明書等の交付手数料の減免について		
本人または同一世帯が郵送またはあいち電子申請・届出システムにより申請する場合に限り、一部証明書等について交付手数料を減免するとともに返信に係る郵便料金を町が負担します。 対象となる証明書等：所得・課税（非課税）証明、納税証明、完納証明、住民票、住民票記載事項証明	住民課	税務課
●住民課　内線 157　●税務課　住民税係　内線　112.113		

事業者に対する支援

休業要請等に係る協力金について（県・町）
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業協力要請に応じて、要請期間中、休業要請と営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた中小事業者に対し、協力金を交付します。 交付額：1事業者当たり 50 万円（県 25 万円・町 25 万円） 申請方法：郵送又は持参（感染症拡大のリスクを軽減するため、できる限り郵送にてお願いします。）
●商工振興課　商工観光係（勤労福祉会館内）　℡83-6118

中小事業者への家賃補助について（町）
町内の中小事業者で、令和2年2月から6月までの任意の連続する2か月間の対前年同月比の売上実績が 30%以上減少した事業者に対し、当該月分の支払い済みの家賃（土地代含む）2か月間分の2分の1（上限額あり）を補助します。 補助額：共益費、駐車場等を除く2か月分の家賃の2分の1（売上実績の減少率により、上限額は異なる。）
●商工振興課　商工観光係（勤労福祉会館内）　℡83-6118

町内飲食店へのテイクアウト等の取組に係る支援について（町）
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗での営業自粛が求められ、宅配・テイクアウトへの転換等を行った飲食店に対し、転換等に要する費用の一部を支援します。 支援額：事業に要した額の2分の1（上限 10 万円）
●商工振興課　商工観光係（勤労福祉会館内）　℡83-6118

持続化給付金について（国）
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者に対し、給付金が支給されます。（法人最大 200 万円、個人最大 100 万円）
●持続化給付金事業 コールセンター　直通番号：0120 - 115 - 570 IP 電話専用回線：03-6831-0613（通話料がかかります） LINE アカウント：@kyufukin_line

理美容業界に対する休業協力金について（県・町）
新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、自主的に休業する理美容事業者に対し、休業協力金を交付します。 交付額：1事業者当たり 20 万円（県 10 万円・町 10 万円）
●商工振興課　商工観光係（勤労福祉会館内）　℡83-6118

その他

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について
新型コロナウイルス感染症の拡大が続く状況下においても、地震や台風などの自然災害の発生が懸念されます。十分なスペースを確保できるよう、通常よりも多くの避難所を開設する等対策を実施します。また、知人、親戚宅等への避難についてもご検討ください。
●防災交通課　防災係　内線 259

もえるごみの出し方について
新型コロナウイルス感染症対策のため、ご家庭で使用したマスクやティッシュなどは、「もえるごみ」として、ごみ袋の口をしっかりとしばって出してください。
●環境課　環境衛生係　内線 284

問い合わせ先

東浦町役場　〒470-2192　愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562-83-3111　FAX　0562-83-9756